

主文

- 1 被告グラフグループパブリッシングは、原告に対し、480万9901円及びこれに対する平成23年10月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告ルックナウに対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告グラフグループパブリッシングの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 主位的請求

- (1) 主文第1項と同旨
- (2) 被告グラフグループパブリッシングと被告ルックナウとの間の、被告グラフグループパブリッシング及び株式会社グラフ社が行う事業についての、平成24年3月19日付事業譲渡契約を取消す。
- (3) 被告ルックナウは、原告に対し、480万9901円及びこれに対する前項の判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 予備的請求

被告らは、原告に対し、連帯して、480万9901円及びこれに対する平成23年10月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告グラフグループパブリッシングから出版物の印刷業務を請け負った原告が、同被告に対し、上記請負契約に基づき、請負代金の支払を求めるとともに、同被告から被告ルックナウに対し行われた平成24年3月19日付事業譲渡（以下「本件事業譲渡」という。）によって被害されたとして、被告ルックナウに対し、詐害行為取消権に基づき、本件事業譲渡の取消及び財産の回復に代わる価格賠償の支払を求め、予備的に、被告ルックナウは被告グラフグループパブリッシングによって債務を免脱する目的で法人格を濫用して設立された会社であるとして被告ルックナウの法人格を否認した上で、上記請負契約に基づき、被告らに対し、連帯して上記請負代金を支払うよう求めた事案である。

1 前提事実（証拠等を掲記しない事実は、争いのない事実である。）

(1) 株式会社グラフ社（以下「グラフ社」という。）は、書籍、雑誌等の出版及び販売等を目的とする株式会社である（甲11，弁論の全趣旨）。

被告グラフグループパブリッシングは、経営が行き詰まったグラフ社の事業を実質的に存続させるために平成22年11月12日に設立された、書籍、雑誌等の出版及び販売等を業とする株式会社であり、平成23年2月28日にグラフ社の事業を譲り受けた（甲12，26，被告グラフグループパブリッシング代表者，弁論の全趣旨）。

中央精版印刷株式会社（以下「中央精版」という。）は、印刷業及び製本業を営む株式会社であり、C（以下「C」という。）は同社取締役である（甲14，弁論の全趣旨）。

被告ルックナウは、出版業を目的として平成24年1月13日にCによって設立された株式会社である（甲13，弁論の全趣旨）。

(2) 平成23年6月5日、グラフ社の手形が不渡りになった（乙1の1，被告グラフグループパブリッシング代表者）。

(3) 原告は、被告グラフグループパブリッシングとの間で、平成23年7月25日、新刊書籍「○○○」5000部の印刷を代金120万9443円で請け負い、その印刷を完成させ、同年8月4日及び同年9月27日に印刷物を同被告の指定する納品先に引き渡し、同被告は同月末日までに上記代金を支払うことを約した（甲1，2の1・2，3の1・2，6，7，25，被告

グラフグループパブリッシング代表者)。

(4) 原告は、被告グラフグループパブリッシングとの間で、平成23年8月16日、新刊書籍「△△△」1万3000部の印刷を代金360万0458円で請け負い、その印刷を完成させ、同月25日、印刷物を同被告の指定する納品先に引き渡し、同被告は同年9月末日までに上記代金を支払うことを約した(甲4、5の1ないし10、6、7、25、被告グラフグループパブリッシング代表者)。

(5) 被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社は、被告ルックナウに対し、平成24年3月19日、被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の下記事業資産を内容とする事業を同月30日をもって代金4000万円(以下「本件譲渡代金」という。)で譲渡する旨の、被告グラフグループパブリッシング・被告ルックナウ間の本件事業譲渡を含む上記3社間の事業譲渡契約(以下「本件事業譲渡契約」という。)を締結し、被告ルックナウが被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の事業を承継した(甲9、被告グラフグループパブリッシング代表者、弁論の全趣旨)。

記

ア 被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の出版物を取り次ぎ販売する日本出版販売株式会社、株式会社トーハン、株式会社大阪屋、株式会社太洋社、栗田出版販売株式会社、株式会社中央社及び協和出版販売株式会社(以下「取次各社」という。)において同被告及びグラフ社が有する出版取次コード(出版取次口座、出版社記号と同義。以下「本件出版取次口座」という。)

イ 著作権(出版権権利)

ウ 書籍・雑誌等の流通在庫

エ 暖簾

(6) その頃、被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の代表取締役B(以下「B」という。)は、弁護士D(以下「D弁護士」という。)に対し、両社の債務整理を委任した(乙4、被告グラフグループパブリッシング代表者、弁論の全趣旨)。

(7) 被告ルックナウは、平成24年4月6日、D弁護士の指定した「株式会社グラフ社整理事務所弁護士D」名義の銀行口座に本件譲渡代金4000万円を振り込んだ(甲17の1、乙2の1ないし3)。

(8) 原告に対しては、本件譲渡代金からの弁済はなされなかった(被告グラフグループパブリッシング代表者、弁論の全趣旨)。

2 争点

(1) 本件事業譲渡の詐害行為性 (原告の主張)

被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社は、原告その他の債権者に対する支払をしないまま被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の唯一の資産である事業全部を被告ルックナウに譲渡しており、これは、経営破綻に陥った被告グラフグループパブリッシングが債権者からの追及を免れるために行った詐害行為である。

一般に営業権(商圏、商権、暖簾)には資産性があり相応の価値があること、被告グラフグループパブリッシングは取次会社に対して少なくとも1億2000万円から1億3000万円の売掛債権を有していたこと、被告ルックナウも被告グラフグループパブリッシングが上記売掛債権を有していることを知悉していたことからすれば、本件事業譲渡の対象たる被告グラフグループパブリッシングの事業の価値は4000万円を下らない。

被告グラフグループパブリッシング又はグラフ社が本件事業譲渡後にいくらの金員を有していたか、有していたとしてもそれが何に使われたのかは全く不明であり、両社の債務整理が誠実になされたとの事実を裏付ける証拠もない。このような事実、経緯からすれば、むしろ本件譲渡代金は債務整理ではなく、全く別の目的に費消された可能性が極めて高い。

(被告ルックナウの主張)

本件事業譲渡の対象たる事業には、原告の債権の引き当てとならないグラフ社の固有の事業が含まれている。

被告グラフグループパブリッシングには、著作権に該当する具体的財産は実際には存在しておらず、権利関係の無用の混乱を避けるために、念のために本件事業譲渡の契約書に記載されたに

過ぎない。

また、流通在庫とは、出版社から取次会社を介して書店に販売された書籍のうち、売れないまま店頭に残っている書籍のことであり、一定期間売れないでいると返品されることになる。

被告グラフグループパブリッシングの暖簾（人材、ブランド、ノウハウ、商圏などの営業権）についても、出版取次口座以外には特段の財産的価値を見出すことはできない。

本件事業譲渡の実態は、被告グラフグループパブリッシングないしグラフ社の出版取次口座の譲渡であったところ、その評価額は200万円に過ぎないにもかかわらず、被告ルックナウは、本件譲渡代金が被告グラフグループパブリッシングないしグラフ社の債権者に対する弁済原資になることに鑑み、敢えて上記評価額を大幅に上回る4000万円をもって本件譲渡代金とすることに合意した。

そして、被告ルックナウは、平成24年4月6日、本件譲渡代金を、被告グラフグループパブリッシングの代表権を有するBから同社の代理人として選任されたD弁護士によって指定された口座宛てに送金して支払った。

したがって、本件事業譲渡が債権者を害した事情は一切あり得ない。

(2) 被告ルックナウの詐害意思

(被告ルックナウの主張)

被告ルックナウは、本件事業譲渡の前後を通じて、被告グラフグループパブリッシングの負債額等を一切知らず、同社が実質的に支払停止、支払不能状態にあったなどという認識もなかった。

(原告の主張)

被告ルックナウは、被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社が任意整理又は会社清算手続を行うほどの経済的苦境にあること、両社の債権者から被告ルックナウが訴えを提起される可能性があることを認識していたのであるから、本件事業譲渡当時、被告グラフグループパブリッシングが支払停止又は支払不能状態であったことはもとより、本件事業譲渡が詐害行為として取り消される又は否認される可能性があることを理解していたというほかない。

したがって、被告ルックナウは本件事業譲渡につき詐害意思があった。

(3) 被告グラフグループパブリッシングから逸出した財産の価額

(原告の主張)

一般に営業権（商圏、商権、暖簾）には資産性があり相応の価値があること、被告グラフグループパブリッシングは取次会社に対して少なくとも1億2000万円から1億3000万円の売掛債権を有していたこと、被告ルックナウも被告グラフグループパブリッシングが上記売掛債権を有していることを知悉していたことからすれば、本件事業譲渡の対象たる被告グラフグループパブリッシングの事業の価値は4000万円を下らない。

(被告ルックナウの主張)

原告は、本件事業譲渡によって被告グラフグループパブリッシングから被告ルックナウに移転した被告グラフグループパブリッシングの責任財産の具体的内容を特定していない。

グラフ社から被告グラフグループパブリッシングへの事業譲渡後も、グラフ社の従業員は同社との間で雇用契約を継続し、同社から給与を受け、全く変わりなく業務を継続していたのであって、事業の全部が被告グラフグループパブリッシングに譲渡されたとの事実はなく、グラフ社に事業が残存していた。

グラフ社の従業員が行っていた業務内容は、本件事業譲渡後は、被告ルックナウに移籍した従業員によって継続されている。

このように本件事業譲渡の事業資産には、原告の債権の引き当てとならないグラフ社固有の事業が含まれているから、被告グラフグループパブリッシングの事業が占める割合ないしその価値は不明である。

そのため、本件事業譲渡に関して価額賠償金が支払われるべきことになったと仮定してみても、そのうちいくらが被告グラフグループパブリッシング分として割り当てられるべきことになるのかは不明である。

(4) 被告ルックナウの法人格否認

(原告の主張)

被告グラフグループパブリッシング及び被告ルックナウは、いずれもBの主導によって設立された会社であり、本件事業譲渡もBの主導によるものであり、被告ルックナウはBの支配下にあ

る。

また、被告ルックナウは、平成24年1月13日に設立され、同年2月6日には「株式会社グラフ新社」という商号から現在の商号に改めた上で同年3月19日には手際よく本件事業譲渡がなされていること、本件事業譲渡がなされる前は企業としての独自性や財政的基盤は全くないこと、従業員及び商圏は被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社からそのまま承継され、同社らの事業と全く変わらない営業を続けていること、両社の本店所在地が極めて近接していることからすれば、被告ルックナウは被告グラフグループパブリッシングと実質的に同一の会社である。

そして、上記経緯からすれば、被告ルックナウは、被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社が原告その他の債権者に対して負担する債務を免脱する目的で、法人格を濫用して設立されたものである。

(被告ルックナウの主張)

被告ルックナウの設立日、同社が商号を変更していること、同社が従業員及び商圏を被告グラフグループパブリッシングないしグラフ社から承継して営業していること及び被告ルックナウの本店所在地が被告グラフグループパブリッシングのそれと近接していることは認め、その余は否認ないし争う。

被告ルックナウは、本件事業譲渡の受皿会社としてCによって設立された会社であり、同社のオーナーはCである。

被告ルックナウが本件事業譲渡のための受皿会社であることは何ら問題となり得ず、被告ルックナウの法人格は濫用にかかるものではない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠（各項に掲記した各証拠、乙20、証人E（以下「E」という。）、被告グラフグループパブリッシング代表者）及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

(1) グラフ社は、昭和33年12月4日に書籍、雑誌等の出版及び販売等を目的として設立された株式会社であるが、平成17年10月当時、20億円以上の借金を抱えて経営が行き詰まっており、この状況を打開するためにBを会社経営者として迎え入れた（甲11、乙20、証人E、被告グラフグループパブリッシング代表者、弁論の全趣旨）。

(2) Bは、グラフ社の事業を実質的に存続させるために、平成22年11月12日に書籍、雑誌等の出版及び販売等を業とする株式会社として被告グラフグループパブリッシングを設立し、その本店をグラフ社の当時の事務所（渋谷区a町2番1号4F）と同一の場所に置いた上、平成23年2月28日にグラフ社の事業を譲り受けさせた。

しかしながら、上記営業譲渡後も、グラフ社の従業員は被告グラフグループパブリッシングへ雇用契約を切り替えることなく、グラフ社にそのまま残って書籍の編集及び製作作業に従事し、グラフ社から給与の支給を受け、社会保険等もグラフ社で加入していた。

他方、被告グラフグループパブリッシングは、対外的に書籍の印刷を発注したり、グラフ社から承継した本件出版取次口座を利用して取次各社を通じて書籍を発売したりする役割を担いながら、グラフ社に編集及び製作作業を発注し、それらの作業代金を支払っていた。

上記営業譲渡後も、経理はグラフ社でのみ行い、被告グラフグループパブリッシングが販売した書籍の売上はそのままグラフ社の売上としても計上しており、被告グラフグループパブリッシングには利益が残らないような仕組みになっていた。

(甲12、15、20、26、乙9、20、証人E、被告グラフグループパブリッシング代表者、弁論の全趣旨)

(3) 中央精版は、印刷業及び製本業を営む株式会社であり、Cは平成20年以前から同社取締役を務めていた（甲14、弁論の全趣旨）。

中央精版は、グラフ社から継続的に印刷業務を受注していたが、多額の未払代金が発生していたことから、平成22年4月28日、グラフ社との間で、同社の出版物を取り次いでいた取次各社に対し同日から平成24年12月31日までに発生する売掛債権に譲渡担保（以下「本件集合債権譲渡担保①」という。）の設定を受け、平成22年4月30日、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「動産債権譲渡特例法」という。）に基づく債権譲渡登記を具備した（乙1の2、5、5の2ないし5の7、6、6の2ないし6の7、6の8の

1ないし6の8の7、被告グラフグループパブリッシング代表者、弁論の全趣旨)。

(4) 平成23年6月5日、グラフ社の手形が不渡りになった(乙1の1、被告グラフグループパブリッシング代表者)。

(5) 中央精版は、グラフ社から被告グラフグループパブリッシングに対し事業譲渡がされていることを知って、被告グラフグループパブリッシングにも取次各社に対する売掛債権への譲渡担保の設定を要請し、平成23年6月17日、同被告との間で、取次各社との間の平成22年11月18日から平成24年12月31日までに発生する売掛債権に対する譲渡担保(以下「本件集合債権譲渡担保②」という。)の設定を受け、平成23年6月20日、動産債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記を具備した(乙21の1ないし7、22の1ないし7、24の1ないし7、弁論の全趣旨)。

(6) 原告は、被告グラフグループパブリッシングとの間で、平成23年7月25日、新刊書籍「○○○」5000部の印刷を代金120万9443円で請け負い、その印刷を完成させ、同年8月4日及び同年9月27日に印刷物を同被告の指定する納品先に引き渡し、同被告は同月末日までに上記代金を支払うことを約した(甲1、2の1・2、3の1・2、6、7、25、被告グラフグループパブリッシング代表者)。

(7) 原告は、被告グラフグループパブリッシングとの間で、平成23年8月16日、新刊書籍「△△△」1万3000部の印刷を代金360万0458円で請け負い、その印刷を完成させ、同月25日、印刷物を同被告の指定する納品先に引き渡し、同被告は同年9月末日までに上記代金を支払うことを約した(甲4、5の1ないし10、6、7、25、被告グラフグループパブリッシング代表者)。

(8) 被告グラフグループパブリッシングにおいては、平成23年6月1日にBが代表取締役を辞任し、Fが代表取締役に就任したものの、Bが上記F等の同社の役員及び株主の了解を得て、平成24年1月13日、同社の清算処理のために代表取締役に復帰した(甲8、10、12、26)。

Cは、Bから、被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の事業を他社に承継させるための相談を受けるとともに、グラフ社の従業員であったEからも事業継続のための支援を懇請されていたところ、同社らの受皿会社を設立して同社らの事業(負債を除く。)及び従業員を承継することを決意し、平成24年1月13日に出版業を目的とする被告ルックナウ(当時の商号は「グラフ新社」。本店所在地は、東京都渋谷区a町2番まで、被告グラフグループパブリッシングと同じ。)を設立しその代表取締役に就任した(甲13、証人E、被告グラフグループパブリッシング代表者、弁論の全趣旨)。

(9) 被告ルックナウは、本件事業譲渡契約を締結するに当たり、平成24年2月23日頃、株式会社国土工営及びb税理士事務所に対し、本件出版取次口座の資産価値の評価を依頼し、200万円との算定結果を得ていた(乙1の1・2)。

被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社は、本件事業譲渡契約締結に先立つ平成24年2月29日、それぞれ臨時株主総会を開催し、本件事業譲渡契約締結を承認する旨の決議をした(乙3の1・2)。

(10) 被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社は、被告ルックナウに対し、平成24年3月19日、被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の下記事業資産を内容とする事業を同月30日をもって本件譲渡代金4000万円で譲渡する旨の本件事業譲渡契約を締結した。なお、被告グラフグループパブリッシングとグラフ社は、本件譲渡代金によって任意整理を行うことを予定しており、本件事業譲渡契約において、被告ルックナウに対し、本件譲渡代金を債権者への弁済に充てることを誓約していた。(甲9、被告グラフグループパブリッシング代表者、弁論の全趣旨)

記

ア 被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の出版物を取り次ぎ販売する取次各社において同被告及びグラフ社が有する本件出版取次口座

イ 著作権(出版権権利)

ウ 書籍・雑誌等の流通在庫

エ 暖簾

(11) その頃、Bは、被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社を代表して、D弁護

士に対し、両社の債務整理を委任した（乙4、被告グラフグループパブリッシング代表者、弁論の全趣旨）。

(12) D弁護士は、平成24年3月28日頃、グラフ社の債権者らに対し債務整理の受任通知を送付した（乙4、被告グラフグループパブリッシング代表者）。

(13) 被告ルックナウは、平成24年3月30日以降、本件事業譲渡契約に基づき、被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の商圏、本件出版取次口座及び従業員のうち退職しなかった者を引き継いで、両社の出版事業を続けながら、新たな書籍も発行した（甲21ないし23、乙11、12、14、15、20、証人E、被告グラフグループパブリッシング代表者、弁論の全趣旨）。

(14) 被告ルックナウは、平成24年4月6日、D弁護士の指定した「株式会社グラフ社整理事務所弁護士D」名義の銀行口座に本件譲渡代金4000万円を振り込んだ（甲17の1、乙2の1ないし3）。

(15) D弁護士は、本件譲渡代金から、本件営業譲渡までグラフ社に勤務していた従業員らに対する未払給与を支払ったほか、中央精版に対し、平成24年4月6日、グラフ社の債務の弁済として261万6200円を支払った（甲17の1、乙8、被告グラフグループパブリッシング代表者）。

(16) D弁護士は、平成24年4月25日付けでグラフ社から、同月27日付けで被告グラフグループパブリッシングから、それぞれ任意整理の任務を解任された（甲17の1、被告グラフグループパブリッシング代表者）。

そのため、D弁護士は、本件譲渡代金から、上記(15)の各支払のほかに自らに対する報酬を控除した残額約一千数百万円を後任の弁護士に引き継いだ（被告グラフグループパブリッシング代表者）。

(17) 本件事業譲渡当時に被告グラフグループパブリッシングの債権者であった原告及び株式会社通販工房に対しては、本件譲渡代金からの弁済はなされなかった（被告グラフグループパブリッシング代表者、弁論の全趣旨）。

2 争点(1)（本件事業譲渡の詐害行為性）について

(1) 上記認定事実に基づき、本件事業譲渡が詐害行為に当たるか否かについて検討する。

ア まず、原告は、本件事業譲渡の対象に、被告グラフグループパブリッシングの取次会社に対する売掛債権が含まれていた旨主張していることから、この点について検討する。

被告グラフグループパブリッシング代表者は、その本人尋問において、被告グラフグループパブリッシングが、本件事業譲渡当時、取次会社に対して2億5000万円程度の売掛債権を有していたこと、上記売掛債権は本件事業譲渡によって被告ルックナウに譲渡されたことを供述するが、上記売掛債権の存在についてはこれを的確に裏付ける証拠がなく、また、仮に存在していたとしても、被告グラフグループパブリッシングの取次会社に対する売掛債権一般につき中央精版のための譲渡担保が設定されており、その旨の対第三者対抗要件も具備されていたこと、上記売掛債権は、本件事業譲渡に関する契約書において、本件事業譲渡の対象となる事業資産として掲げられていないことなどの客観的事実に照らし、上記供述部分是不自然不合理であって直ちに信用できず、他に、原告の主張する上記事実を認めるに足りる証拠はない。

そうすると、本件事業譲渡の対象には上記売掛債権は含まれておらず、その対象となる財産は、本件事業譲渡の契約書に掲げられている被告グラフグループパブリッシングが取次各社において有する本件出版取次口座、著作権（出版権権利）、流通在庫及び暖簾に尽きるのであって、これを前提に本件譲渡代金が相当であるか否かを判断するのが相当である。

イ そこで次に、本件譲渡代金が相当であるか否かについて検討する。

上記認定事実によれば、グラフ社は平成23年6月に手形の不渡りを出していた上に、取次各社に対する売掛債権について本件集合債権譲渡担保①が設定されていたことに照らすと、本件事業譲渡当時には取次各社に対する対外的な信用が損なわれていたものと推認できること、また、被告グラフグループパブリッシングは、グラフ社の本件出版取次口座を承継してグラフ社の出版業務の対外的な窓口となっていたに過ぎない上に、「グラフグループ」という名称をその商号に含んでおり、グラフ社の関連会社であることを表示していることに照らしても、取次各社との関係でグラフ社を超える経済的信用を持ち得なかったものと推認できる。

そうすると、被告ルックナウが本件出版取次口座を承継することによって得られる利益として

は、上記承継によって免れることができる支出、すなわち、①取次各社との間で新たな出版取次口座を開設する手続に要する費用及び②出版取次口座を開設するまでに通常要する期間に他社の出版取次口座を利用する場合に当該他社に支払うべき利用料の合計額に相当するものと考えられる。

これらの金額に関し、株式会社国土工営及びb税理士事務所が作成した資産評価算定書（乙1の1）は、上記①の手続コストを50万円と見積もり、上記②の出版取次口座利用料については、出版取次口座の新規開設に要する期間を9か月間、その間の売上高を7500万円、他社の出版取次口座を利用する場合の料率を売上高の2パーセントと想定した上で150万円と見積もり、その合計額200万円をもって本件出版取次口座の評価額と算定しているところ、この評価は、上記説示したところに照らして特段不自然不合理な点はなく、これを覆すに足りる的確な証拠もないことからすると、信用することができる。

また、被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の著作権（出版権権利）、流通在庫及び暖簾の価値の合算額が3800万円を超えることを認めるに足りる証拠はなく、そうすると、本件事業譲渡の対象である事業資産は多くとも4000万円にとどまるものというべきである。

したがって、本件譲渡代金は相当であると認められる。

ウ 次に、本件譲渡代金が債務弁済など有用の資に充てられたといえるか否かについて検討する。

上記認定事実によれば、本件譲渡代金は被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の債務整理の原資に充てる目的で支払われているところ、債権者間の平等が徹底されている破産手続と異なり、一部の債権者に本旨弁済をすることは、既存の義務の履行である以上、原則として詐害行為とはならないこと（最高裁昭和33年9月26日第二小法廷判決・民集12巻13号3022頁参照）に照らすと、債権者の一人である原告が本件譲渡代金から弁済を受けていないということをもって、直ちに本件事業譲渡の対価が有用の資に充てられたという事実を否定することはできないものというべきである。

そして、上記認定事実によれば、被告グラフグループパブリッシングは、グラフ社の代表者であるBによって、多額の借金を抱えて対外的な信用を損なっていたグラフ社の事業を継続するために設立され、グラフ社の事務所に本店が置かれた上、グラフ社の事業のうち対外的な印刷の発注と取次各社を通じて書籍を発売する役割を担うために同社の事業の一部を譲り受けたものの従業員の雇用関係を承継することはなく、経理上も被告グラフグループパブリッシングの売上をそのままグラフ社にも計上するなど、元来グラフ社という一つの会社が営んでいた事業の一部を形式的に分担しながら両社で一つの事業を営んでいる状況にあったことに照らせば、両社は実質的に一体の会社として存在していたことが認められる。そうすると、たとえ本件譲渡代金から被告グラフグループパブリッシングの債権者である原告及び株式会社通販工房に対して弁済がなされなかったからといって、そのことをもって直ちに本件譲渡代金が有用の資に充てられなかったと評価することはできず、上記認定事実のとおり、本件譲渡代金からグラフ社の従業員の未払給与のほか、同社の債権者に対する弁済及び任意整理の任務を中途まで遂行した弁護士に対する報酬として支払われたことに鑑みると、本件譲渡代金は有用の資に充てられたものといえることができる。

なお、上記認定事実のとおり、被告ルックナウ代表者であるCが取締役を務める中央精版が本件譲渡代金から261万6200円の弁済を受けているところ、その額は同社がグラフ社に対して有する債権額に比べると約1パーセント程度の低い割合でしかなく、本件譲渡代金の使途に占める割合も約6.5パーセントに過ぎないこと（乙1の1、被告グラフグループパブリッシング代表者）や本件譲渡代金のうちの相当額が従業員に対する未払給与の支払いに充てられたこと、Cが経営難に陥っていたグラフ社及び被告グラフグループパブリッシングの代表者を兼任していたBやグラフ社の従業員であったEらの事業承継に関する依頼を受けて、その受皿会社として被告ルックナウを設立して本件事業譲渡契約を締結したこと、本件事業譲渡契約上、本件譲渡代金は被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社の債権者に対する弁済に充てることが義務づけられていたことなどの諸事実を鑑みると、中央精版が自らの債権回収のために本件事業譲渡を行ったものといえることはできない。

(2) 以上によれば、本件事業譲渡は詐害行為に当たらないものというべきである。

そうすると、争点(2)及び(3)について判断するまでもなく、原告の被告ルックナウに対する主

位的請求は理由がない。

3 争点(4) (被告ルックナウの法人格否認) について

(1) 原告は、被告グラフグループパブリッシング及び被告ルックナウは、いずれもBの主導によって設立された会社であり、本件事業譲渡もBの主導によるものであり、被告ルックナウはBの支配下にある旨主張するところ、上記認定事実によれば、本件事業譲渡は、経営が行き詰まったグラフ社及び被告グラフグループパブリッシングの事業の継続を希望するBその他の両社の役員・従業員からの要請に応じる形で、Cが出資して、両社の事業を引き継ぐための受皿会社として被告ルックナウを設立してその代表者に就任しているのであって、このような設立経緯及びBは被告ルックナウの株主でも役員でもないこと(甲13, 乙10, 11, 被告グラフグループパブリッシング代表者)に照らすと、被告ルックナウがBの主導によって設立され、Bの支配下にある会社であると認めることはできない。

(2) また、上記認定した被告ルックナウの設立経緯や本件事業譲渡の目的に鑑みれば、被告ルックナウが本件事業譲渡の直前の平成24年1月13日に設立され、その当時の商号が「株式会社グラフ新社」であったこと、従業員及び商圏を被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社からそのまま承継され、両社の事業と全く変わらない営業を続けていること、両社の本店所在地が近接していることなどの諸事実は、本件事業譲渡契約における所期の効果やその実効性を高めるための方策に過ぎないのであって、被告ルックナウが被告グラフグループパブリッシングと実質的に別法人であることと矛盾するようなものではなく、特段、被告グラフグループパブリッシングによる法人格の濫用を基礎づけるものであると認めることはできない。

(3) そして、原告の主張する、被告グラフグループパブリッシング及びグラフ社が原告その他の債権者に対する債務を免脱する目的で法人格を濫用して被告ルックナウを設立したとの事実を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の上記主張を採用することはできない。

(4) したがって、原告の被告ルックナウに対する予備的請求は理由がない。

4 結論

上記1の認定事実によれば、原告の被告グラフグループパブリッシングに対する請求は理由があるからこれを認容する。

また、上記1ないし3で認定説示したところによれば、被告ルックナウに対する主位的請求及び予備的請求はいずれも理由がないからこれを棄却する。

よって、主文のとおり判決する。

(裁判官 大嶋洋志)